

# 業務指示書

## ベトナム国PPP制度設計に向けた基礎情報・収集調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月28日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年1月9日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：日本のインフラ案件、官民連携インフラ整備に関する調査業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／事業キャッシュフローモデル構築）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：事業キャッシュフローモデル構築に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 PPP法制度専門家】

1) 類似業務の経験：PPP法制度に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年1月13日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

「ベトナム国ハノイ近郊道路案件コンセッション契約の分析」に関する再委託に係る費用

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.005043 円, US\$1 = 112.305 円, EUR1 = 119.249 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法 :

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/事業キャッシュフローモデル構築  
PPP法制度専門家

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月30日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

(○) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

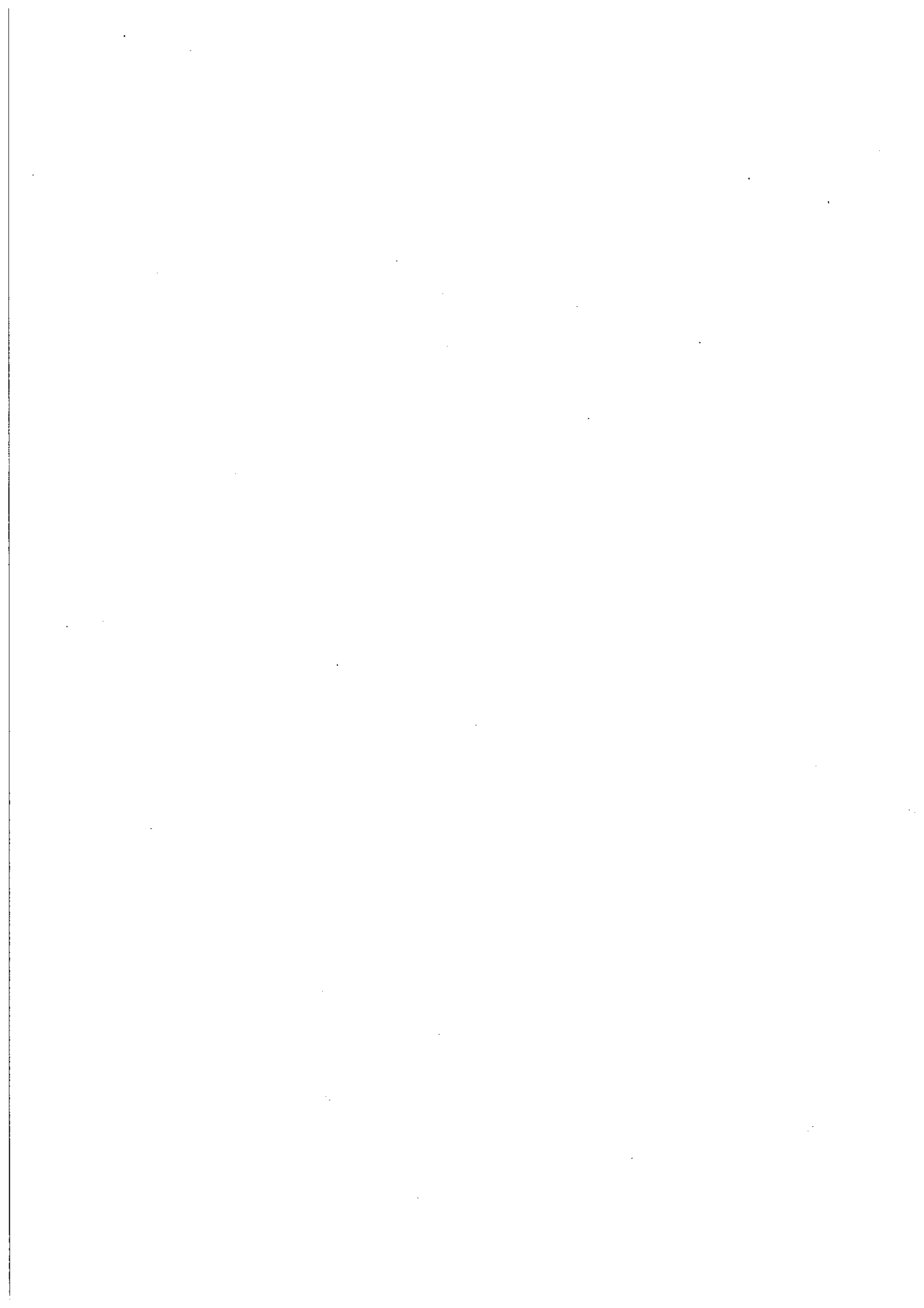
治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国PPP制度設計に向けた基礎情報・収集調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/事業キャッシュフローモデル構築	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： PPP法制度専門家	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

ベトナム国政府は、公的債務残高を抑制しつつ旺盛なインフラ需要に効率的に対応するため、Decree108（通称 BOT 法、2009 年公布）、Decision 71（通称 PPP Pilot 法、2010 年公布）を廃止し 2015 年に PPP 新政令として Decree 15 及び投資家選定に関する政令として Decree 30 を施行するなど、PPP 事業の推進を図ろうとしている。

しかし、PPP 事業実施に向けては PPP 新政令の施行だけでなく、投資家選定プロセスや政府保証、Viability Gap Funding（VGF：PPP プロジェクトに対する政府からの財政支援）等の制度整備を進める必要がある。特に、ベトナムにおいては PPP 案件に対する公的負担が適正に行われる法的枠組みが確立しておらず、実務上も VGF の算定に関する実務能力が政府機関に備わっていないため、適切な公的負担が行われずに投資家にとって事業採算性が見合わない点が課題となっている。JICA はベトナム政府の PPP 制度にかかわる法的枠組み整備の一環として 2015 年 11 月から 2016 年 5 月まで「PPP 新政令下における諸制度構築支援に向けた情報収集・確認調査」にて VGF にかかる制度の検討を支援した。同調査を通じて首相府、計画投資省（MPI）、財務省（MoF）は PPP 案件における公的負担の重要性及び枠組み整備の必要性について認識を深めたものの、実際の公的負担割合については PPP 案件の実施経験に乏しいことから、適正な水準の算定方法に関する知識が無く、依然実務上の課題を抱えている。また、VGF の実施メカニズムについても更なる法的枠組み整備に向けた検討が必要である。

以上の背景を踏まえ、本調査では日本のインフラ整備事業の経験をもとにベトナムにおける適切な PPP 案件に対する公的補助率を算定し、ベトナム政府の実務者の理解促進を図る資料を作成するとともに、適切な VGF の実施メカニズムについて情報を収集・分析し、今後のベトナム政府に対する各種支援に際して活用できる資料を取りまとめる。

### 2. 業務の目的

本調査は、日本のインフラ事業における公的補助率に関する検討内容や設定基準について情報収集・分析した上で、ベトナムの特定インフラセクターにおける適正な補助率を分析するとともに、VGF の実施メカニズムについて必要な法的枠組みについて分析・整理し、今後のベトナム政府に対する各種支援に際して活用できる資料を取りまとめることを目的とする。

### 3. 対象地域

ベトナム国全域を対象とするが、主な活動地域はハノイ市となる予定

### 4. 業務の範囲

本調査は、PPP 制度設計に向けた支援に関し、「2. 業務の目的」を達成するため、「5. 業務における留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 業務における留意事項

#### (1) 日本の公共事業における補助率

日本の公共事業における補助率については、現行の補助率設定に至るまでの過去の検討内容・設定基準について入念な情報収集が必要である。特に過去の検討内容については、机上の情報収集に加えて補助率策定に関係した中央省庁・地方自治体等に対して十分ヒアリングを行う。また、上記の調査結果をキャッシュフローモデルに反映するよう、上水・下水・廃棄物処理（廃棄物発電含む）・道路（橋梁含む）・病院の各セクターの補助率算定専門家と事業キャッシュフローモデル構築の専門家が緊密に連携して調査を実施する。

#### (2) ベトナムの PPP 案件における公的負担割合

ベトナムのインフラ整備は、日本と比較してプロジェクトコスト及びインフラサービスの利用者が負担可能な料金水準ともに大きく異なる。現地調査においては十分資料を収集するとともに関連省庁に対してヒアリング等を行い、ベトナムにおける水準を正確に反映するよう留意する。

#### (3) ベトナム関係省庁との協議

ベトナム政府内では、VGF の制度設計について、計画投資省と財政省が連携して構築することとなっているが、VGF 制度は政府予算の措置・執行と密接に関連するため、当初から制度構築を検討する際には財政省の関与が特に重要である。関係省庁の調整はベトナム政府が実施すべき事項であるが、本調査の実施時には特に計画投資省、財政省及び案件を実施する担当省庁（Authorized State Agency, ASA）との円滑な意思疎通がなされるよう留意して調査を実施する。

#### (4) ローカルリソースの活用

VGF 制度に関する検討をする際には、将来的にベトナム政府が受容し、実際に制度化できるかどうかを考えながら論じる必要がある。また、ベトナムにおける既存の法律に抵触しないよう実施メカニズムを検討する必要がある。この

観点から、本邦調達によるコンサルタントに加えて、現行のベトナムの法制度・財政制度に関する知見を有するローカルリソースを活用して調査を実施する。

#### (5) 日本の円借款制度との整合性の確保

将来的にベトナム政府が供与する VGF のバックファイナンスを日本の VGF 円借款（下記 HP 参照）で供与する可能性を念頭に置き、同制度との整合性を留意して VGF の実施メカニズム検討を行うこと。

URL: [http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/about/ppp.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/ppp.html)

### 6. 業務の内容

#### (1) インセプション・レポートの作成、協議

日本の公共インフラにおける補助率、ベトナム PPP 新政令や関連する法令の内容、2016 年 11 月のベトナム国会で承認された公共投資計画の結果等を確認した上で、調査全体の方針・方法、及び作業計画を検討し、インセプション・レポートを作成する。

調査の冒頭に、JICA に対しインセプション・レポートの内容を説明し、調査計画に関する合意を形成する。

ベトナム政府（現在では計画投資省を想定する）に説明する 5 営業日前までに JICA に案を提出し、JICA からのコメントを反映して最終化した上で先方に説明することとする。

#### (2) 日本のインフラ公共事業における補助率の分析

##### 1) 補助率のレビュー

日本の公共事業のうち、道路（橋梁を含む）、上水、下水、廃棄物（廃棄物発電を含む）、病院の 5 セクターにおける補助率をレビューする。レビューの対象は設備投資費（CAPEX）及び維持管理費（OPEX）に対する補助金の両方を含む。

##### 2) 補助率に関する過去の検討内容・設定基準の分析

現行の補助率設定に至るまでの率の変遷、及び右に係る過去の検討内容・設定基準について分析・整理する。特に、支出としての建設・維持管理費と収入として利用者が負担可能な料金水準の差異が、補助率設定の際に如何に考慮されたかに焦点を置いて分析を行う。

##### 3) キャッシュフローモデルの策定

1) 及び 2) の結果を踏まえ、各セクターにおいて標準的事業規模を想定し、

事業サイクルにおけるキャッシュフローモデルを作成する。

### (3) インテリム・レポートの作成、協議

上記(2)の業務結果をまとめるとともに、下記(4)の業務実施計画の詳細を記したインテリム・レポートを作成し、JICAに説明を行う。JICAからのコメントを調査報告書(ドラフト)に反映する。

### (4) ベトナムのPPP案件における適正補助率の分析

#### 1) ベトナムにおける補助率分析

(2)において得られた補助率、右設定経緯、キャッシュフローモデルを基に、ベトナムにおいて同様セクターにて適切な補助率を推計する。右推計の前提となる事業費の単価は円借款事業のものを用いるが、ベトナム政府独自事業のものを用いた場合についても分析を加える。

#### 2) PPP案件における適正なVGFの水準

上記の分析結果、特に適切な補助率設定方法を基に、ベトナムにてPPP案件を実施するに当たり必要となるVGFレベルを分析・提案する。

#### 3) 資料作成・セミナー実施

2)の結果をベトナム政府PPP関連省庁である計画投資省、財政省、運輸省、建設省、保健省、及びホーチミン・ハノイ・ダナン等の主要な地方人民委員会に対して説明するための資料を作成し、セミナーを開催する。セミナーの実施回数は各セクターについて1回とする。

#### 4) VGF必要量の把握

2)の結果及び個別案件の特徴を踏まえ、ベトナム政府の中期公共投資計画に含まれるPPP候補案件リストをレビューし、必要とされるVGF資金量を推計する。

### (5) VGF実施メカニズムの分析・検討

#### 1) 既存資料のレビュー

PPPに関する既存の法律、JICA調査「PPP新政令下における諸制度構築支援に向けた情報収集・確認調査」の内容、VGFに関して実施したベトナム政府とJICAの協議内容をレビューする。



## 2) 適切な VGF メカニズムの検討

以下の観点についてベトナム政府と協議・検討を行い適切な VGF メカニズムを検討する。

- a. VGF 支出対象となる候補案件の選定・承認手続き
- b. VGF の算定方法及び承認手続き
- c. 投資家選定手続き
- d. 上記の手続きに関するベトナム国法令との整合性

また、VGF の原資として円借款を供与する場合を想定し、以下の点について複数案を提示のうえ比較検討する。

- e. 円借款の支出メカニズム
- f. 各段階における JICA の承認手続き

以上を踏まえ、適切な VGF メカニズムの構築に必要な分析・提案をベトナム政府に対して行う。

(6) PPP (コンセッション方式) の候補案件に関する情報収集・分析  
交通運輸省が提示するリストより適切な道路案件を選定し、効果的な PPP (コンセッション方式) の導入手法等について情報収集・分析を行う。

## (7) 調査報告書 (ドラフト) の作成

上記調査結果を調査報告書 (ドラフト) として取り纏め、ベトナム政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。この際、先方に説明する 10 営業日前までに JICA に案を提出し、JICA からのコメントを反映して最終化した上で先方に説明することとする。

## (8) 調査報告書の作成

ベトナム政府関係者等への調査報告書 (ドラフト) の説明・協議を踏まえ、調査報告書 (成果品) を作成する。

## 7. 成果品

本調査の各段階で作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、7.(1) の④を最終成果品とする。なお、以下に示す部数は JICA 及び先方機関に提出する部数であり、国内の会議等に必要な資料等については、別途必要な部数およ

び電子化したものを用意することとする。

## (1) 報告書の種類

### ① 業務計画書

記載事項：調査全体の方針、方法、及び作業計画（既存資料の分析を基に検討）。

提出時期：2017年3月

部数：和文5部

### ② インセプション・レポート

記載事項：調査全体の方針、方法、及び作業計画（既存資料の分析を基に検討）。

提出時期：2017年3月

部数：和文4部、英文3部、ベトナム語3部（簡易製本）

### ③ インテリム・レポート

記載事項：日本の公共事業に関する補助率分析の結果、キャッシュフローモデル、現地調査の詳細予定。

提出時期：2017年4月

部数：和文4部、英文3部（簡易製本）

### ④ 調査報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果。

提出時期：2017年5月

部数：和文4部、英文3部、ベトナム語3部（簡易製本）

### ⑤ 調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）。

提出時期：2017年6月

部数：和文4部、英文4部、ベトナム語9部（製本）

CD-Rom 3部

## (2) 報告書の仕様

① 調査報告書以外の報告書の作成仕様は、A4 ワープロ打ち、両面コピー、章毎改頁の編集とし、簡易製本とする。

② 調査報告書の作成仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・

電子媒体に関するガイドライン」(2014年11月)のとおりとする。

(3) 報告書の仕様

- ① 各報告書の作成にあたっては、図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記すること。
- ② 価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円価との交換レートを記載すること。
- ③ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号、略語等の統一性と整合性を確保すること。
- ④ 英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分に注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ⑤ 各報告書のベトナム政府への説明・協議に関しては、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務の工程

本業務は、2017年2月下旬に業務を開始し、約3か月後の2016年5月下旬に調査報告書（ドラフト）、2017年6月下旬までに調査報告書を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目安

合計 約 19.50M/M

##### （2）業務従事者の構成（案）

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、現地のリソースの活用を含め、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ・総括／事業キャッシュフローモデル構築（格付：2号）
- ・PPP法制度（格付：1号）
- ・廃棄物（廃棄物発電含む）補助率分析
- ・道路（橋梁含む）補助率分析
- ・病院補助率分析
- ・上水補助率分析
- ・下水補助率分析
- ・上水補助率分析2／下水補助率分析2・業務調整

##### （3）その他

必要に応じ、現行のベトナムの法制度・財政制度に関する知見を有するローカルリソースを雇用することを認める（調査アシスタント（特殊傭人）として計2.00MM程度を上限とする）。

また、本調査ではベトナムのハノイ近郊における道路案件のコンセッション契約について事例分析を行うこととしており、必要に応じ日本及びベトナムの道路PPP案件のコンセッション契約方式及び必要検討事項について知見を有する者への再委託を認める。また、同再委託については別見積もりとし、再委託契約の上限を1000万円とする。

### 3. 相手国側の便宜供与

特になし。

### 4. 現地再委託

特になし。

### 5. 配布資料及び参考資料

#### (1) 配布資料

以下の資料については PDF データにて配布とする。配布に当たっては JICA 東南アジア第三課 (03-5226-9068) まで連絡する。

「PPP 新政令下における諸制度構築支援に向けた情報収集・確認調査」報告書

#### (2) 参考資料

以下に記載する法令等に関しては、各自確認のこととする。

- Decree 15 (PPP 新政令)
- Decree 30 (投資家選定に関する政令)
- Decree 108 (BOT 法)
- Decision 71 (PPP Pilot 法)
- ベトナムにおける PPP との関連法令 (投資法、公共調達法等)

### 6. 調査用機材

特に想定していない。

### 7. 見積もり条件

JICA が定める「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(2014 年 4 月) に基づき、コンサルタントの活動に必要な経費について積算すること。

### 8. その他

#### (1) 複数年度契約

本調査については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

#### (2) 不正腐敗の防止

「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行う

こと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口、またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

### (3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAベトナム事務所、在ベトナム日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

以上